

# 発注者等による危険有害情報の提供について

## 背景

危険有害な化学物質を製造・取り扱う設備の改造、修理、清掃等について外注する傾向  
(発注先は、外部の建設業者等)

発注者が把握している設備の中の化学物質等の情報を請負人に知らせないまま発注したことによる一酸化炭素中毒、火災等の災害が発生  
(発注者から情報提供がなく、請負業者の労働者が配管のバルブを開けたため、滞留していた一酸化炭素が流出し、労働者1名死亡19名中毒など)

## 対応案

大量漏えいによる急性中毒を引き起こす物質、引火性等を有する物質を製造・取り扱う設備の改造等の仕事で一定の作業を発注する場合

発注者は下記の情報を請負人に提供

化学物質の危険・有害性  
作業において注意すべき事項  
(例：配管には一酸化炭素が流れており、バルブは開放しないこと)  
発注者の講じた措置等  
(例：バルブを閉止したこと)

(情報の提供を受けた請負人は、関係下請人に情報を提供)